

静岡市

工事等事故対応マニュアル

【 令和8年8月 】

技術政策課、契約課

目次 【技】：技術政策課、【契】：契約課

- | | | |
|-----|------------------------|------------|
| 1 | 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2ページ |
| 2 | 報告の対象・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2ページ【技】【契】 |
| | 事故別の対応一覧 | |
| 3-1 | 事故発生後の対応・・・・・・・・・・ | 4ページ【技】【契】 |
| 3-2 | 熱中症（おそれ）発生後の対応・・・・・・・・ | 5ページ【技】【契】 |
| | 熱中症による健康障害発生時の対応計画（例） | |
| | 熱中症対策実施確認リスト | |
| 4 | 事故報告フロー・・・・・・・・・・ | 8ページ【技】【契】 |
| | 【別紙1】事故速報 | |
| 5 | 現場再開の手順・・・・・・・・・・ | 9ページ【技】 |
| 6 | 事故対応フロー・・・・・・・・・・ | 11ページ【技】 |
| | 【別紙2】再発防止に係る報告書 | |
| 7 | 入札参加停止措置等判断フロー及び・・ | 13ページ【契】 |
| | 被災状況の判断基準 | |
| | 【様式第1号】事故等発生報告書 | |
| | 【別紙】事故等の状況 | |
| 8 | コンプライアンス推進課への報告について・・ | 18ページ【契】 |
| | 【資料】事務事業事故・ミス対応フロー図 | |
| 9 | 建設工事事故データベースシステムについて・・ | 20ページ【技】 |

1 目的

このマニュアルは、静岡市が発注する建設工事、建設業関連業務委託および建設工事に類する委託（以下「工事等」という。）に関して、発生した事故等（熱中症含む）に迅速かつ適切に対応するため、以下の手続きについて必要な事項を定める。

- ① 工事等の作業において発生した事故等の報告に関する手続き。
- ② 発生した事故等の迅速かつ適切な対応のため、工事等事故の再発防止策及び二次災害防止策の検討に関する手続き。

※建設工事に類する委託：樹木剪定業務委託、道路構造物復旧業務委託、舗装復旧業務委託、除草業務委託、各種公共施設点検業務委託、修繕業務 等

2 報告の対象（発注者への報告）

事故発生時の報告は、工事等の施工に関連する作業において発生した事故等のうち、次に掲げるものを対象とする。

- （１）労働災害
 - ・工事等の作業が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷（入院又は通院加療を要するもの）した事故等（熱中症を含む）。
- （２）もらい事故
 - ・工事等関係者以外の第三者の行為が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷した事故。
- （３）公衆に負傷者
 - ・工事等の作業が原因で、第三者を死亡又は負傷させた事故。
- （４）公衆に損害
 - ・工事等の作業が原因で、市又は第三者の資産に損害を生じさせた事故。

●事故発生場所による取扱い

工事等事故は発生場所が現場（影響範囲を含む）や作業ヤード及び運搬・移動に係る受注者の現場管理の範囲とし、会社や通勤中に発生した場合の事故は、工事等事故として取扱わない。

＝事故別の対応一覧表＝

種別	事故の概要	対応の判断	措置対応	
重大 事故	公衆に死亡者	安全管理推進委員会 (委員長：副市長)	建設業者等 選定委員会 にて入札参 加停止措置 を決定する	
	公衆に負傷者（休業４日以上）			
	公衆に損害を与えた（社会的影響大、重大）			
	工事等関係者に死亡者			
	工事等関係者に負傷者（休業４日以上）３人以上			
	同一工事等・複数回、安全措置不適切			
通常 事故	公衆に負傷者（休業４日未満）	安全管理推進委員会 (委員長：部会長)		
	公衆に損害を与えた（中程度）			
	工事等関係者に負傷者、熱中症（休業４日以上）			
上記 以外 の 事故等	工事等関係者に負傷者、熱中症（休業４日未満）			
	もらい事故（負傷者あり）			
	工事等関係者に負傷者（休業なし）			
	公衆に損害を与えた（軽微）			
	その他事故、もらい事故（負傷者なし）	技術政策課、契約課		措置なし
	「安全管理措置が適切」と認められる場合とは別に受注者に責めがない事故			
	工事等関係者の熱中症（軽症）	発注者への報告不要		

＊「休業４日以上」とは、被災した翌日からカウントし、原則土日祝祭日も休業日にカウントする。

警察用語	死亡	交通事故が起きてから 24 時間以内に死亡したもの
	重傷	30 日以上の治療を必要とする怪我
	軽傷	30 日未満の治療を必要とする怪我
消防（救急）用語	死亡	医療機関で、初診時死亡確認されたもの
	重症	3 週間以上の入院加療が必要なもの
	中等症	入院が必要で 3 週間未満のもの
	軽症	入院、通院加療の必要がないもの

参考…重傷と重症について（重傷…怪我の程度が重い//重症…病気や症状が重い）

工事等事故（工事等関係者等に負傷者）は、怪我だけでなく、熱中症等も含まれるため、消防用語の定義を用いる場合がある。

3-1 事故発生後の対応

【受注者がすべきこと】

★直ちに

負傷者の救護を行うと共に、被害の拡大を防止し、現場の安全を確保するための緊急の措置を行った後、当該工事等の監督員又は担当者（以下「監督員等」という。）に対し、事故の報告を行う。

★速やかに

現場再開に向け再発防止策を作成し、監督員等と協議を行う。

※再発防止策は、発注者から示された安全管理措置の不適切な箇所については是正等を列挙する（必要に応じて図表等を作成）。

連絡：事故の状況を把握し、直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡する。
報告：監督員等に口頭または文書により事故の発生を報告する。
提出：第一報の報告を行った後、情報を収集し、事故の原因、工事等の概要を（別紙１）事故速報にまとめ、監督員等に提出する。

【発注者がすべきこと】

★速やかに

受注者又は第三者より事故発生が報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、下記のとおり対応する。

- （１）受注者又は第三者から事故発生が報告を受けた場合、所管の長、契約課、技術政策課へ口頭で第一報を報告する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長への報告も行う。
※被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある（重大事故又は重大事故に発展しそうな）場合は、広報課と即時公表について協議する。
- （２）受注者から事故速報が提出された後、所管課は、契約課、技術政策課と安全管理が不適切な箇所の有無及び再発防止策について協議し、再発防止が必要な箇所があれば受注者に伝え、再発防止策の作成を指示する。
- （３）技術政策課は、事故速報をもとに安全管理推進委員会の開催を判断する。
- （４）事故の内容が入札参加停止等の措置に該当する案件か又はその疑いがあるかを三者で協議する（契約課は、判断の見解を所管課に伝える）。

3-2 熱中症（おそれ）発生後の対応

【受注者がすべきこと】

★直ちに

工事関係者に熱中症のおそれのあるものを発見した場合は、発症者への必要な措置と関係者等への連絡を行う（参考：熱中症による健康障害発生時の対応計画 P6）。

★速やかに

熱中症により死亡又は入院・通院加療を要した場合（中等症・重症）は、監督員等に報告し、事故速報（熱中症対策実施確認リストを添付）を提出する。

【休業4日未満】

監督員等への報告と事故速報の提出は、発症者の回復後とする。

【休業4日以上】

監督員等への報告と事故速報の提出は、休業4日以上が判明した段階とする。

※現場での対応等について、適切な熱中症対策（避暑対策。熱中症対策実施確認リストに不備なく実施。）を講じていても、発症することあるので、適切な対策が実施されていたことが確認できる場合は、再発防止策の作成は不要。

死亡又は休業4日以上のほか、適切な対策が実施されていないと判断される場合は、現場再開に向け再発防止策を作成し、監督員等と協議を行う。

※再発防止策は、発注者から示された安全管理措置の不適切な箇所について是正等を列挙する（必要に応じて図表等を作成）。

連絡：事故の状況を把握し、直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡する。

報告：監督員等に口頭または文書により事故の発生を報告する。

提出：第一報の報告を行った後、情報を収集し、事故の原因、工事等の概要を（別紙1）事故速報にまとめ、監督員等に提出する。

【発注者がすべきこと】

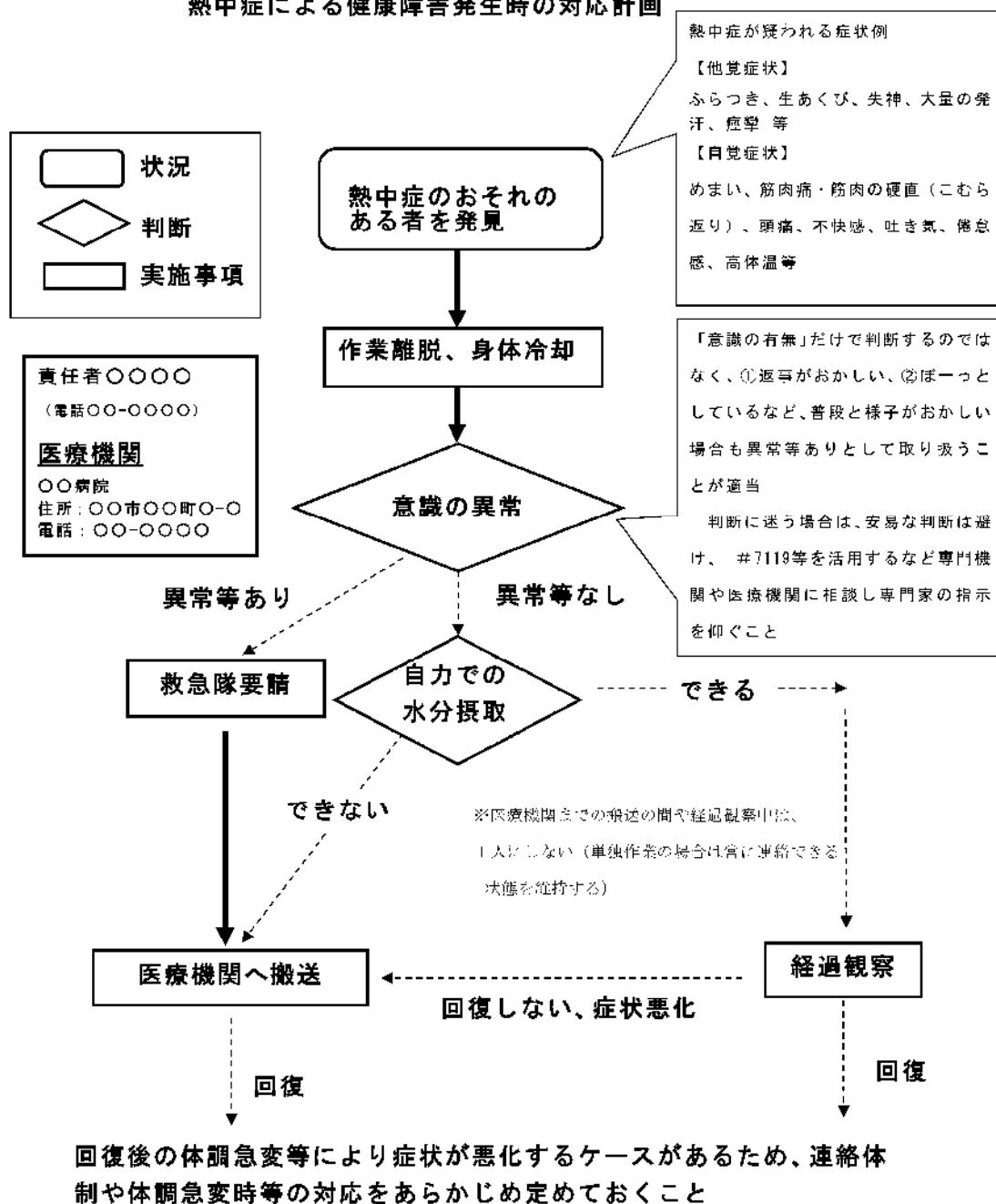
★速やかに

受注者から発生の報告があった場合は、3-1と同様に対応する。

※事故発生時の取扱と同様に、『受注者の責によらないもの』や『適切な対策を取っていたが、やむおえず発生した場合』は、工事成績点反映や措置の対象としない。

手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



熱中症対策実施確認リスト

労働安全衛生規則の一部改正に基づく措置に関する確認

		内容	記載例
報告体制の整備(安衛則第612条の2第1項)			
①	☐	報告体制の整備時期 (熱中症のおそれがある作業開始前までに)	2025/6/15 (WBGT28度以上又は気温が31度以上と想定される日より前)
②	☐	報告を受ける者の連絡先、連絡方法 (熱中症に要する状況)	責任者〇〇〇〇、代理〇〇〇 二〇 電話、現場事務所へ報告
	☐	体制の周知方法 (就業で伝わる方法)	掲示板へ掲示、メール、文書配布、朝礼やミーティング時に口頭
手順等の作成(安衛則第612条の2第2項)			
①	☐	手順等の作成時期 (熱中症のおそれがある作業開始前までに)	2025/6/15 (WBGT28度以上又は気温が31度以上と想定される日より前)
③	☐	作業からの離脱・身体冷却方法の記載	一分に涼しい休養所に避難させる 作業着を脱がせて水をかける アイスクリーを摂取させる
④	☐	緊急搬送先の記載 (暑熱先、所在地)	〇〇病院、住所〇〇〇 電話番号〇〇〇
⑤	☐	措置時の対応記載	搬送の間や経過観察中は1人にしない 単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する
⑥	☐	回復後の体調急変時の対応記載	具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する 作業着制から様子を伺うための連絡を取る
⑦	☐	緊急連絡網の作成	関係者の連絡先
	☐	手順等の周知方法 (就業で伝わる方法)	掲示板へ掲示、メール、文書配布、朝礼やミーティング時に口頭

令和7年5月20日「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」を元に作成

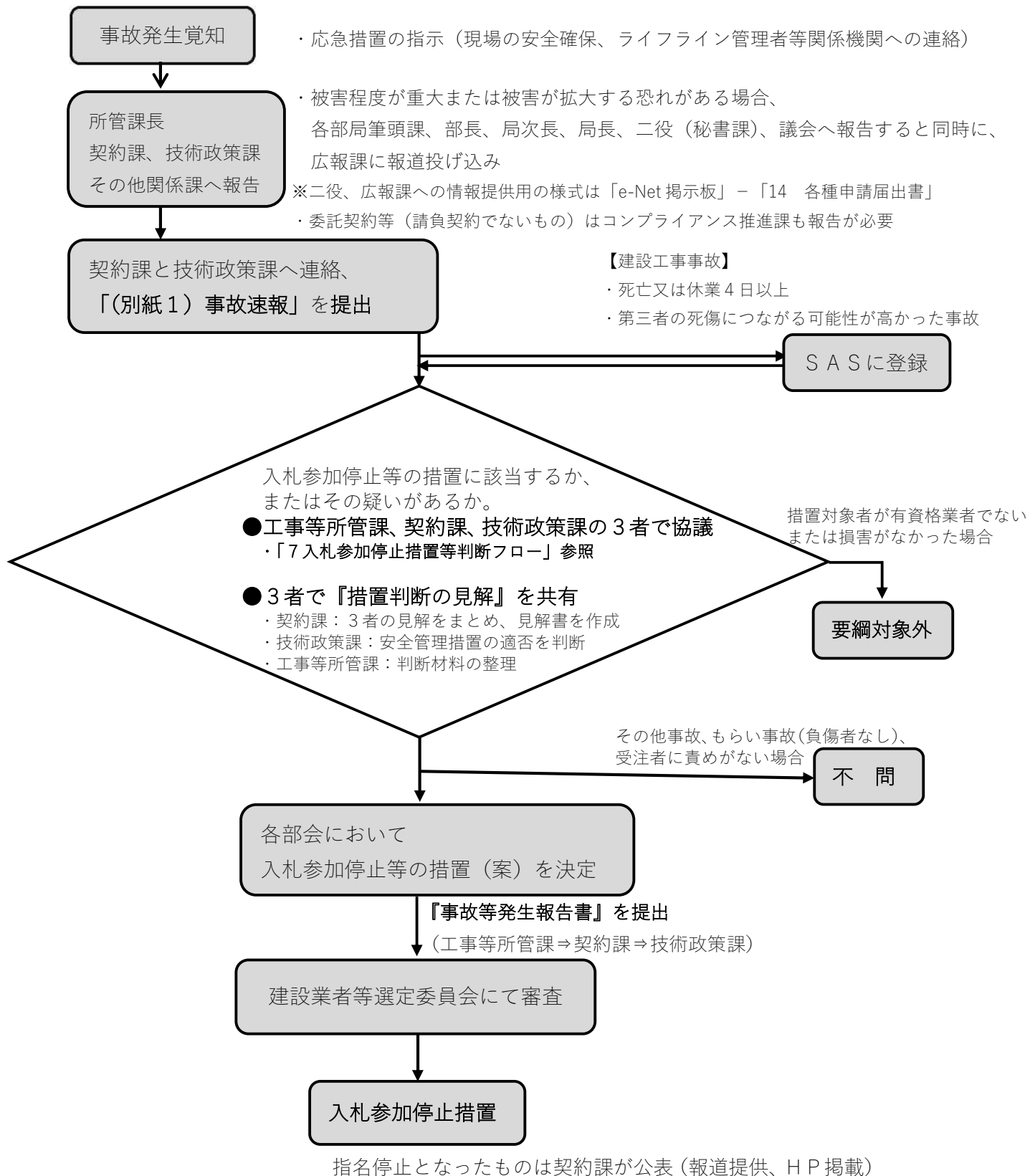
労働安全衛生規則第612条の2抜粋 (熱中症を生ずるおそれのある作業) 第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。
--

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは



WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

4 事故報告フロー（所管課が行う手続き）



別紙 1

事 故 速 報 (第 報)								
情報の通報者名		(受注者名、第○者名等)						
年 月 日 時 分受信								
発信者						受信者		
事故発生月日		年 月 日() 町 分				天候(温度)		
事故発生場所								
上事支								
1期		年 月 日 から			契約区分		本 官 ・ 分庁官	
		年 月 日 まで						
受注者名								
事故の内訳	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被災の程度	備 考(病院名等)		
事故の概要	※事故の原因、経緯、処置等 - 事故の概要（簡条書き） - 被災状況（事実のみ記載、憶測で記載しない） - 事故後の対応（時系列で整理する） - 事故原因（事実の内容と憶測を混同しないよう注意）							
備考	※関係機関(労働基準監督署、警察等)対応状況 - 被災者の装備、自然環境の状況(河川水位等) - 下請負人等の商号又は名称 - 物的被害の場合は、規模、被害額等 - 連絡先等							

※ ①で被災現場の平面図及び簡単な状況図を送付すること。

※ ②上事事故発生直後後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

5 現場再開の判断手順

- ・労働基準監督署又は警察の行政判断や被害の程度が確定しない場合であっても、早期に現場再開することで社会的影響を最小限とするように対応する。

【所管課（工事等担当課）】

- ・事故速報（別紙1）をもとに所管課、技術政策課、契約課の三者で安全管理が不適切な箇所の有無について協議し、安全管理の不適切や是正の必要な箇所があれば受注者に伝え、再発防止策を講じるよう指示する。

（通常事故）

- ・受注者が作成した再発防止策を精査し、再発防止に係る報告書（別紙2）を安全推進委員会に諮る。

（重大事故）

- ・再発防止に係る報告書を部会にて審議した後、安全推進委員会に諮る。

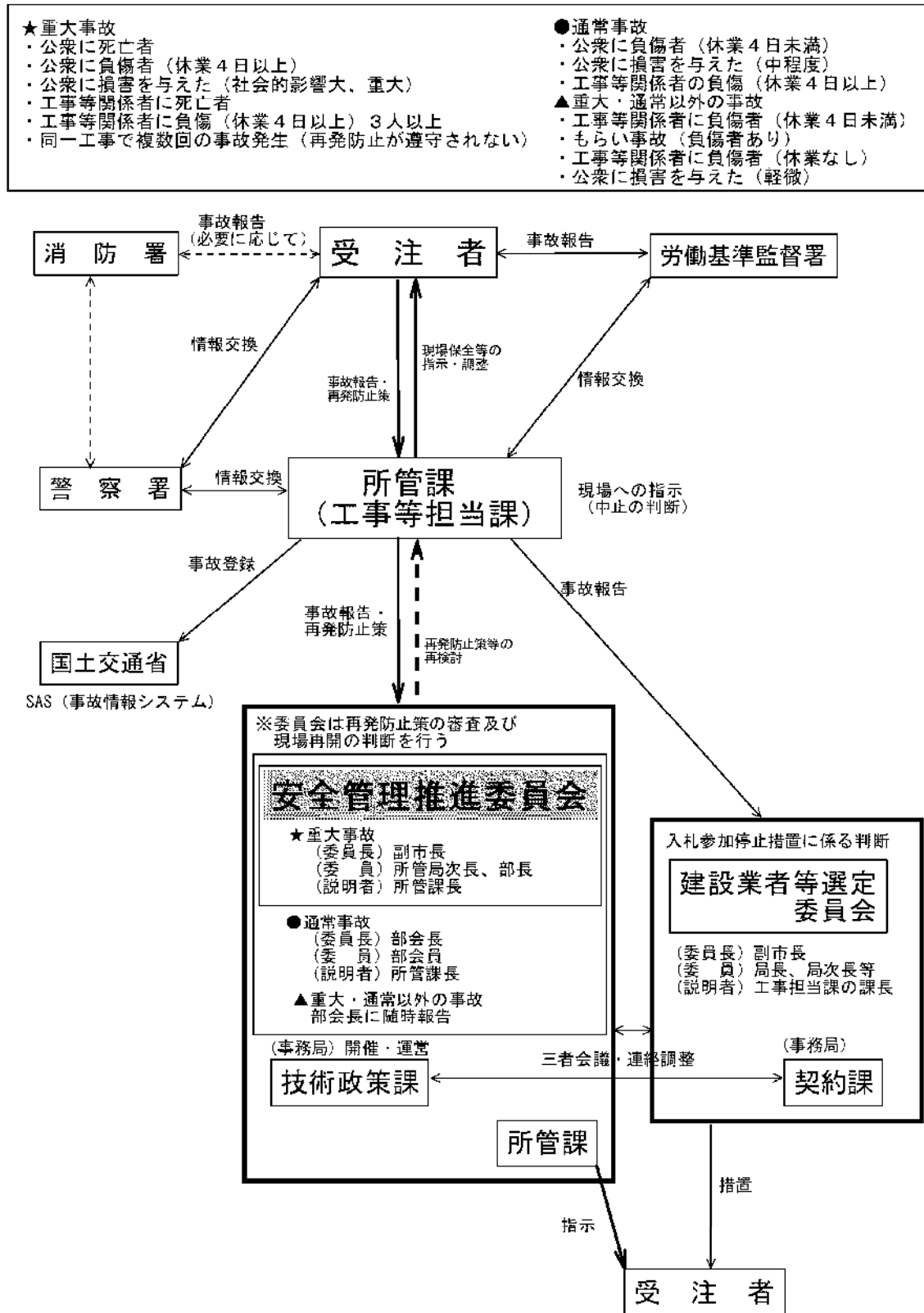


【安全管理推進委員会】（事務局：技術政策課）

- ・所管課長は、安全管理推進委員会に対し事故速報により説明する。
- ・安全管理推進委員会は、再発防止に係る報告の審査、現場再開の判断を行う。

	現場再開の判断の期間	審査及び判断資料
★重大事故	事故後おおむね3週間以内 委員長：副市長 委員：所管局次長、部長 開催：臨時開催	事故速報 再発防止に係る報告書
●通常事故	事故後2週間以内 委員長：部会長 委員：部会員 開催：業者選定部会時	事故速報 再発防止に係る報告書
▲上記以外の事故	事故後速やかに 部会長に随時報告	事故速報 再発防止に係る報告は 口頭でもよい

6 事故対応フロー



別紙2

再発防止に係る報告書

年 月 日

(発注者)安全管理推進委員会

(受注者)所在地

名 称

現場代理人

年 月 日に発生した現場事故について、再発防止のため是正及び改善したので報告します。

安全措置の不備又は 是正すべき内容	対応年月日	是正又は改善の具体的な内容及び再発を防止するために とった対策
		添付:
		添付:
		添付:
		添付:
		添付:

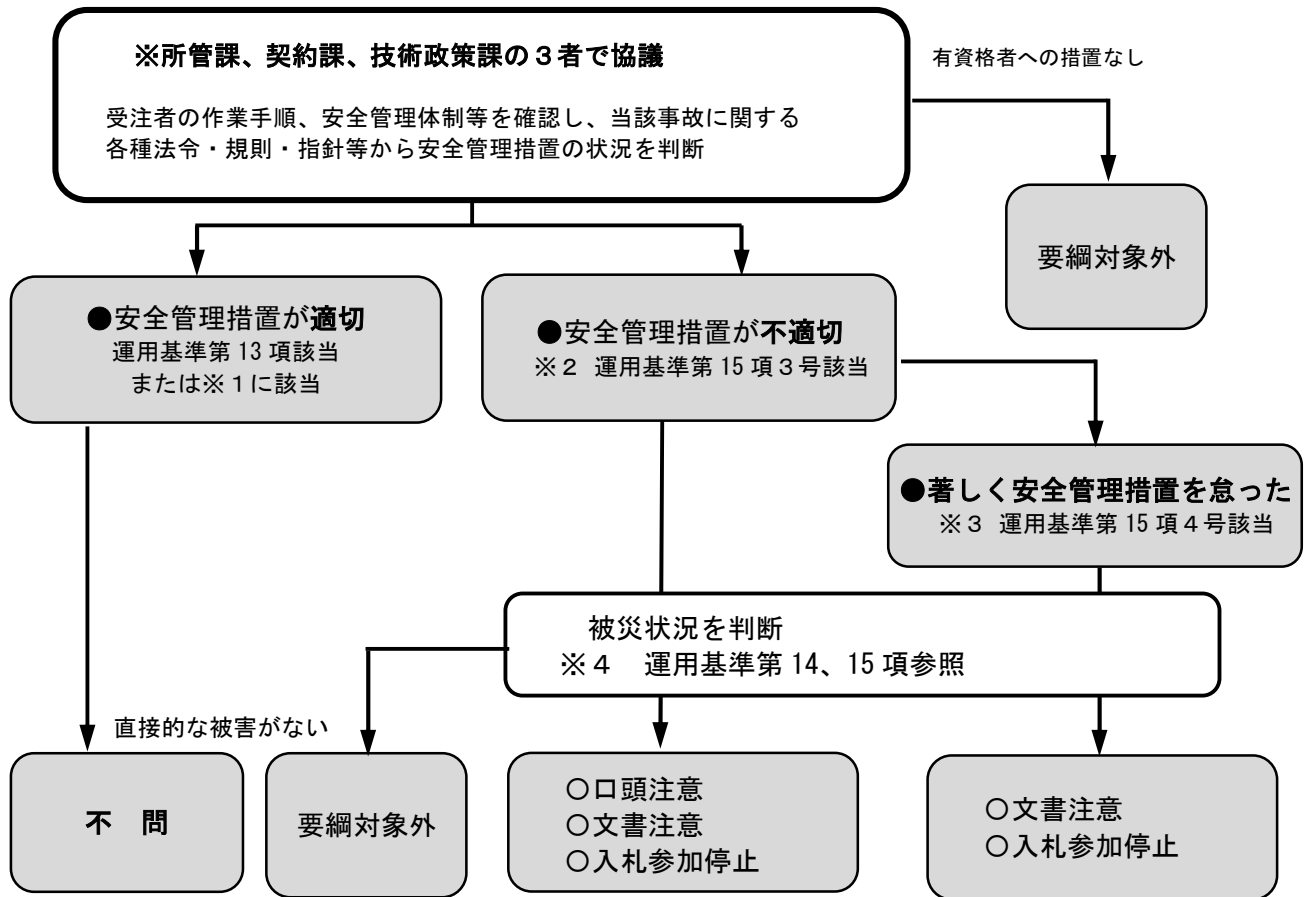
※「安全措置の不備又は、是正すべき内容」は、監督員と協議又は指示事項を記載する。

※「対応年月日」は、対策をとった日又は是正した日を記載する。

※「是正又は改善の具体的な内容及び再発を防止するためにとった対策」は、箇条書きするなど必要に応じ
図面等を別途添付する。

7 入札参加停止措置等判断フロー

市発注請負等における公衆損害事故及び履行関係者の事故



※1 「安全管理措置が適切」と認められる場合とは別に受注者に責めがない事故

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第13項参照

ア 作業員個人の責めに帰すべき理由により生じたものであると認められる事故

例：公道上における車両による資材の運搬中に、わき見運転により生じた事故等

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故

例：適正に管理されていたと認められる工事等の現場内に、第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等

ウ 把握不可能であると認められる埋設物等の損害事故

例：次に掲げる全てが適切に行われていた場合の事故等

- 1 安全教育
- 2 事前調査
 - ①台帳、既設設計書の確認、②施設管理者への確認、③試掘、金属探査等
- 3 事故後の対応（被害拡大防止措置等の現場対応後、遅滞なく事故報告がされた）
- 4 その他、安全施工技術指針等に基づく安全管理措置

※2 「安全管理の措置が不適切」と認められる場合

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第15項第3号

- ア 法令等の遵守がされていない。法令等とは本市が契約図書により具体的に示した事故防止の措置を含む。
- イ 本市の調査結果等により、当該事故についての**契約相手方の責任が明白**となったとき。
- ウ 請負工事にあつては、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき。

※3 「著しく安全管理義務を怠った」と認められる場合

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第15項第4号

- ア 同一工事において再度事故が発生した場合。
(口頭注意及び文書注意となった事故を含む。)
- イ 監督員が指示した事故防止措置を講じていなかった場合。
- ウ 設計図書等により危険性を事前に把握可能であった場合。

※4 被災状況の判断基準

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第14項、第15項参照

14 事故に基づく措置に係る被災状況の判断基準

(1) 人身の被害状況を判断するための基準

被 害		判 断 要 素
人 身	軽傷	全治30日未満を目安
	重傷	全治30日以上を目安

※全治とは、実際に治療に要する期間(受傷日から最終通院日まで)をいう。

(2) 損害の被害状況を判断するための基準

被 害		判 断 要 素
損 害	軽微	公共機関や民家等へ軽微な損失又は影響を与えた
	中程度	公共機関や民家等へ損失又は影響を与えた
	重大	公共機関や民家等へ多大な損失又は影響を与えた

例1：高圧電線及び特別高圧電線、上水道の導水管及び送水管、ガス管の場合

中程度：影響が100世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

重大：影響が101世帯以上、又は発生から12時間以内に復旧できなかった場合

例2：ライフライン等(例1以外。通信等で不特定多数の市民が利用するケーブルを含む)の場合

軽微：影響が10世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

中程度：影響が11世帯以上100世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

重大：影響が101世帯以上、又は発生から12時間以内に復旧できなかった場合

※復旧とは、機能を回復した仮復旧を含む。

例３：公共機関の場合

- 軽 微：一般交通等に影響が小さい（交通安全施設や道路付属物の破損）
 中程度：一般交通等に影響が大きい（幹線道路の不通、交通安全施設の機能不能、ケーブル切断による機能不能）
 重 大：公共交通機関（ＪＲ・私鉄・バス）が不通等
 公共機関とは、国、地方自治体や公益法人及び公共性の高い企業とし、公共機関の業務や事業への影響を含む。

例４：民家（事業所）等の場合

- 軽 微：建物以外（外構、車両等）の損傷
 事業用ケーブルの切断等において、発生から６時間以内に復旧した場合
 中程度：建物の損傷（重大な場合以外）
 事業用ケーブルの切断等において、発生から１２時間以内に復旧した場合
 重 大：建物の損傷で、主体構造、屋根、基礎に影響がある場合
 事業用ケーブルの切断等において、発生から１２時間以内に復旧できなかった場合
 ※ 事業用ケーブルとは、特定の事業者のみが使用するケーブルをいう。

15 市発注請負等における公衆損害事故及び履行関係者の事故の措置基準

（１）市発注請負等における公衆損害事故の措置基準は、次のとおりとする。

程 度 被害状況	安全管理措置が 不適切である	著しく安全管理 義務を怠った
損害が軽微	口頭注意	文書注意
損害が中程度	1 箇月	2 箇月
損害が重大	2 箇月	3 箇月
軽傷	1 箇月	2 箇月
重傷	2 箇月	3 箇月
死亡 1 名	3 箇月	4 箇月
死亡 2 名以上	4 箇月	6 箇月

（２）市発注請負等における履行関係者の事故の措置基準は、次のとおりとする。

区 分	安全管理措置が 不適切である	著しく安全管理 義務を怠った
軽傷	文書注意	2 週間
重傷	2 週間	1 箇月
死亡 1 名	1 箇月	2 箇月
死亡 2 名以上	3 箇月	4 箇月

- 注意事項 1 上記を基準に案件ごとに状況を勘案する。
 2 特に社会的に重大な影響を及ぼす場合

様式第1号（第7条関係）

建設業者等選定委員会（部会）はこちらを使用する。

第 号
令和 年 月 日

静岡市建設業者等選定委員会委員長 様

課長

事 故 等 発 生 報 告 書

商号又は名称			
代表者氏名			
許可番号	大臣・知事（ ）第号		
営業所所在地			
関係工事（業務）名	令和 年度 第 号	工事	
工事箇所（施工箇所）	静岡市 区 地内		
発 生 年 月 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分		
発 生 場 所	静岡市 区		
内 容	別紙 事故等の状況のとおり		

（注） 許可番号の欄には、事故等を発生させた業務に関し法律等による許可等を受けている場合は、その番号を記載すること。

(別紙)

事故等の状況

事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	静岡市 区
工事名	令和 年度 第 号 工事
契約年月日	令和 年 月 日
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
契約金額	円
工事概要	
受注者	
現場代理人	
主任(監理)技術者	
被災者(年齢)	
事故の概要	(簡潔に記載してください)
被災状況	(被害者、被害の状況を記載してください)
事故原因	(報告時点で考えられる原因を簡潔に記載してください)
今後の対応	
部会の見解	別紙のとおり

添付資料

- ・施工体系図
- ・事故現場写真
- ・事故状況説明図(平面、断面図)
- ・診断書
- ・その他参考となる資料

8 コンプライアンス推進課への報告

次に掲げる事故の場合はコンプライアンス推進課へ報告する。（危機管理課への報告は不要）。

- 事故の原因者が有資格業者であっても事務事業事故・ミスに該当する場合。
（事務事業事故・ミスの定義は静岡市事務事業危機管理マニュアルを参照）

※建設工事の施工に関して生じた一般的損害は、報告の対象としない。

理由：請負として発注される建設工事は、市に管理責任がある委託契約等と異なり、受注者（有資格業者）に責任施工の側面があるため

※詳細については通知文及び e-Net 掲示板を確認してください。

- ・平成 29 年 12 月 27 日付 29 静財財契第 2971 号

「業者に起因する事故等発生時の対応について（通知）」

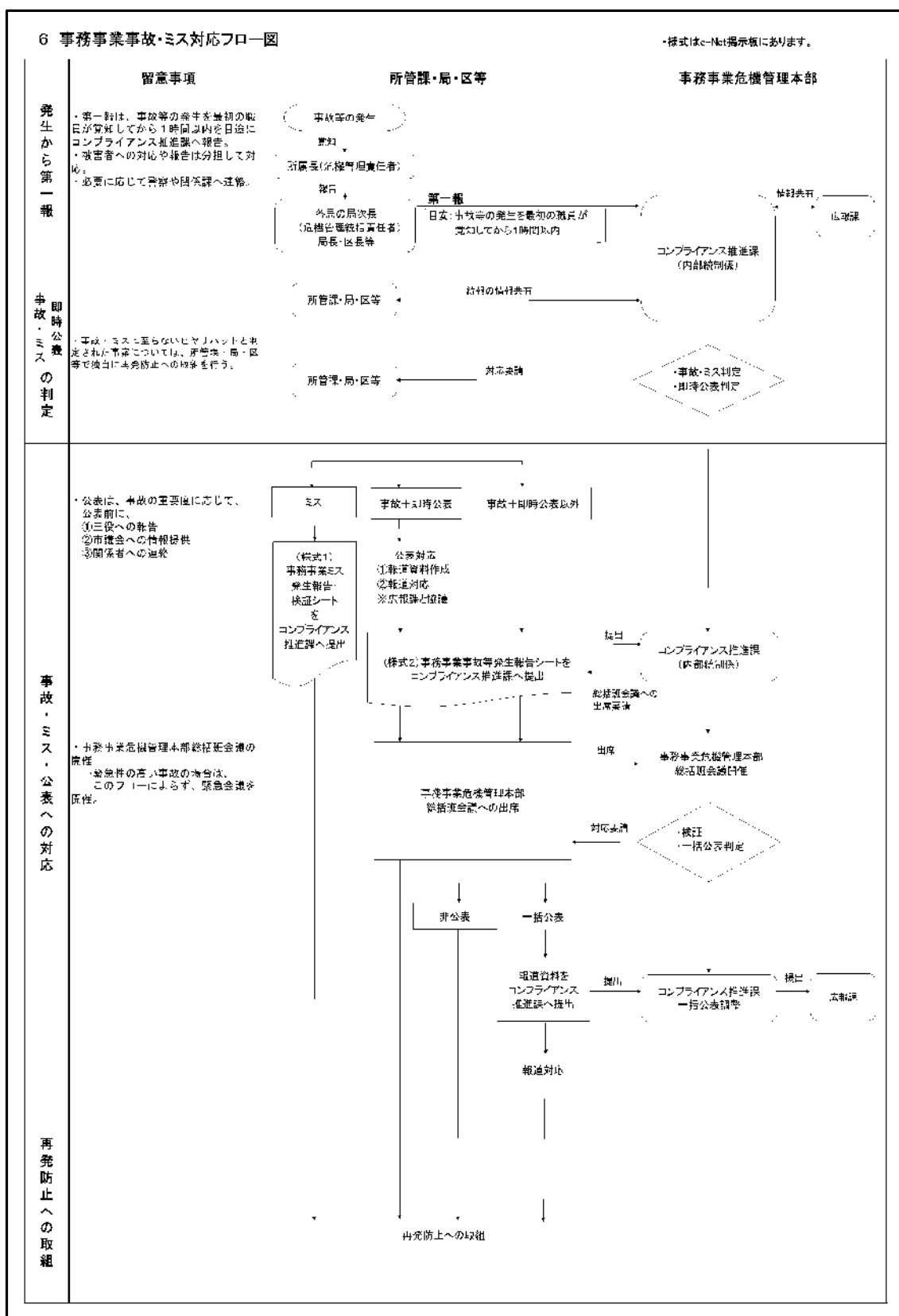
- ・平成 30 年 4 月 11 日付 30 総コ第 37 号

「事務事業事故対応における体制の見直しについて（通知）」

「e-Net 掲示板」-「4 危機管理、内部統制、リスクチェック」-<危機管理>
-「静岡市事務事業危機管理マニュアル」

「事務事業事故・ミス対応フロー図」（12 ページ参照）

【コンプライアンス推進課に報告する場合】



【事務事業危機管理マニュアルより抜粋】

9 建設工事事故データベースシステム（SAS）について

所管課長並びに受注者は、工事の施工に関連し、国土交通省が所管するSASへの登録が必要な事故が発生した場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

SAS への登録の対象となる事故

建設工事事故（委託は対象外）において、

- ・死亡又は休業4日以上を負傷（労働災害、もらい事故、負傷公衆災害）
- ・第三者の死傷に繋がる可能性が高かった事故（物損公衆災害）

※SAS への登録の詳細については SAS サイト内「建設工事事故データベースシステムのガイドライン」を参照すること。（建文録に保存済）

【建文録 - 01 技術の花園 - 09 各種ガイドライン等 - 08 工事事故関係】

ログインのための ID・パスワードについては技術政策課より登録の際に通知する。

※登録作業の流れについて14ページ参照

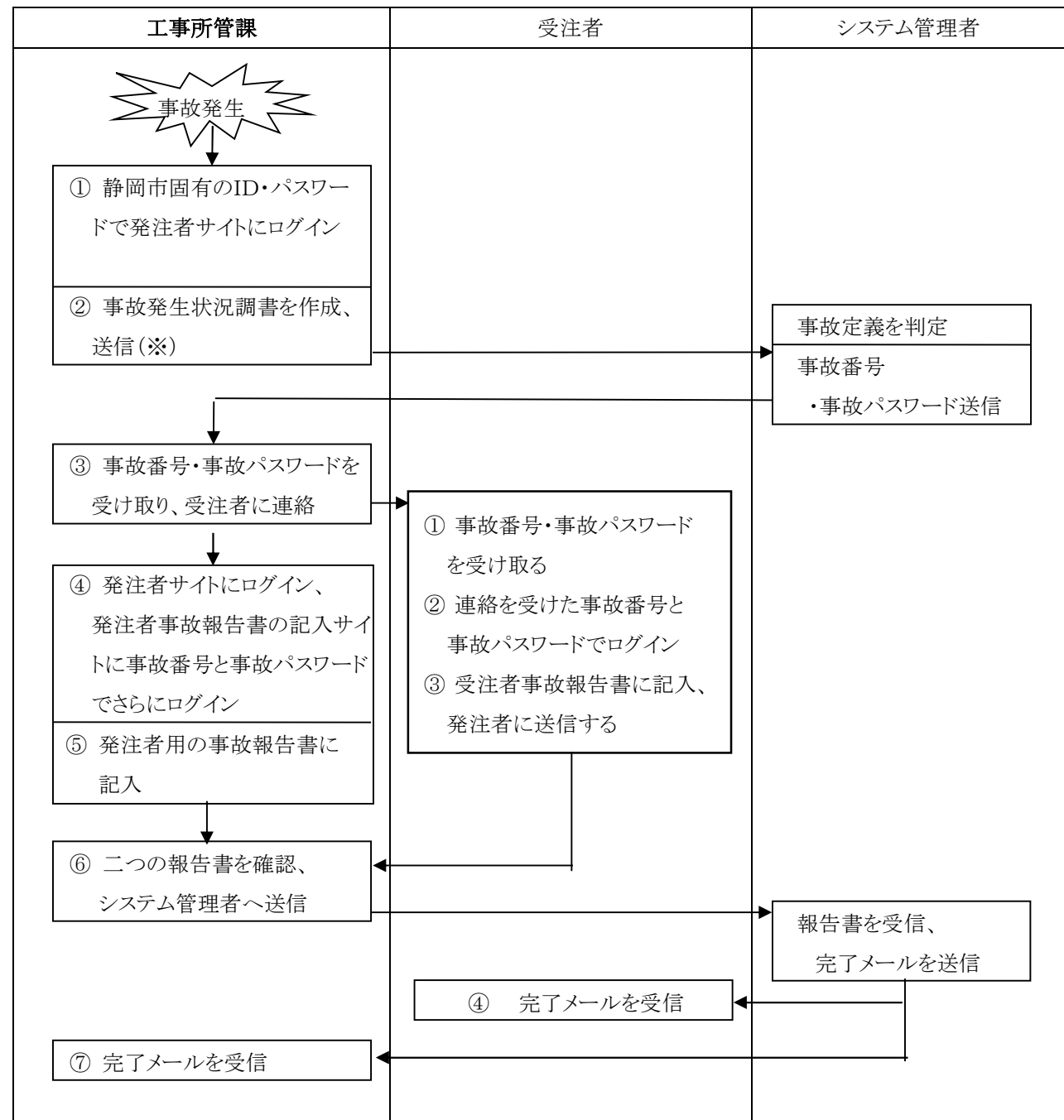
WEB サイト：<http://SAS.hrr.mlit.go.jp/>

SAS の定義及び目的

国土交通省では平成4年度に策定した「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を踏まえ、平成5年度に「事故データベース」の構築を行い、各機関への通知に基づき公共事業における一定規模以上の事故のデータを集積している。このデータベースを「建設工事事故データベース」、そのシステムを「SAS (Safety Analysis System)」という。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しており、国・県・政令指定都市及び公団等は一定規模以上の事故の登録を義務付けられている。

資料

SASデータ作成時の作業の流れ



【建設工事事務データベースシステムのガイドラインより抜粋】

※事故発生より 2 週間以内を目途に入力する。